

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
1-6 被保険者及び年金受給者の記録管理の徹底					
25	①年金個人情報の提供による加入記録整備の推進	18年3月～	検討中	○平成18年3月から、社会保険業務センター記録管理部に専門チームを設置し、これまで受給要件が確認できなかったために送付を行ってこなかった方について、新たに58歳到達時に年金個人情報の通知を送付し、本人による記録確認の機会を提供すること等により、年金加入記録の整備の推進を図る予定。	
26	②市町村との連携による、対象市町村内の被保険者の加入記録整備	17年10月～	着手済	○平成17年9月から一定地域(対象町村 38町村)の被保険者(対象被保険者 120,020人)を対象に年金加入記録の整備を行った上で、年金加入記録通知及び当該事業に関するアンケートを送付し、現在、実施社会保険事務所においてアンケートを回収中。	
27	③住民基本台帳ネットワークを活用した被保険者等の記録管理の推進の検討	18年度～	—	○被保険者等へのサービスの向上、事務処理の効率化等を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、以下の取組を推進。 ①平成18年度より、年金受給者の現況届の提出を省略。 ②併せて、34歳到達者情報の入手による未加入者の把握・適用勧奨(平成18年度中に開始)や、国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更届の省略(平成23年4月～)の実施に向け、関係法律の改正を行う予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
1-7 事務処理の迅速化					
28	①「サービススタンダード」の達成状況の把握・公表及び問題点の改善	18年5月～	—	<p>○平成17年度から新たに設定された「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表することとし、平成17年度の達成状況については、平成18年5月に公表予定。</p> <p>○併せて、「サービススタンダード」の達成を図る上での事務処理上の問題点については、改善に向けた対策を徹底することとしている。</p>	
29	②年金裁定の処理日数の短縮	17年度～	検討中	<p>○58歳到達者に対する被保険者記録の通知、裁定請求書の事前送付の徹底により、裁定処理日数の短縮を図ることとしている。(請求書の事前送付対象者の裁定請求手続は、平成18年1月から開始)</p>	
30	③障害年金の事務処理方法の見直しの検討	17年度～	検討中	<p>○障害基礎年金の障害認定及び裁定業務について、事務処理の標準化、審査の迅速化を図る観点から、事務処理体制の見直しについて検討することとしている。</p> <p>○また、全国的に統一された障害年金に係る裁定業務マニュアルや認定マニュアルを作成し、業務品質の標準化を図ることについても併せて検討中。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
1-8 事務処理の標準化					
31	①全国統一の業務マニュアルの作成	17年度～	検討中	<p>○申請書の審査、添付書類の確認等の業務については、これまで各地方社会保険事務局独自の業務マニュアルに基づいて処理されてきたことから、全国統一の業務マニュアルの作成により、業務品質の標準化を図ることとしている。</p> <p>○平成17年度中に業務マニュアル作成の上、平成18年度前半に職員研修等の実施により徹底を図り、平成18年10月からマニュアル使用を開始予定。</p>	
32	②業務ノウハウの共有化	18年度～	—	○平成18年度から、社会保険庁LAN等の活用により、第一線職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等の情報の共有化を検討。	
33	③業務品質の向上を図るための本庁の体制強化	18年度～	—	○平成18年度から、業務マニュアルの整備等の取組を推進するための体制整備を予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
1-9 事務処理の効率化					
34	①外部委託のブロック単位への集約化	17年度～	着手済	<p>○モデル事業として、富山、石川、福井の3事務局をブロック単位として、以下の業務の外部委託契約を集約化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書の磁気媒体化(平成17年6月～) ・健康保険・厚生年金保険被保険者情報等のFD収録等(平成17年6月～) ・国民年金保険料電話納付督促(平成17年5月～) <p>○また、平成18年度の外部委託契約に関し、「健保・厚年適用関係届書の磁気媒体化」の委託業務については、可能な範囲で隣接する社会保険事務局等で小ブロック化を図り、一括して入札にかけることとしている。</p>	
35	②入力委託対象届書の拡大	17年度～	着手済	<p>○平成17年10月から健保給付関係19届書及び年金給付関係58届書について、順次、15道府県において外部委託のモデル事業を開始し、18年度には全国的に外部委託を実施する予定。</p>	
36	③市町村経由の届書の磁気媒体による受付の検討	17年度～	着手済	<p>○現在、市町村における国民年金関係の届書等の電算処理の状況について、報告の取りまとめを行っているところであり、その結果を踏まえ、磁気媒体による具体的な処理方法の在り方及び費用対効果等について検討を進めていくこととしている。</p>	
37	④健保・厚年の適用関係届書の磁気媒体化の推進	17年度～	検討中	<p>○平成18年2月に首都圏の4都県の適用事業所約6,000社に対し、電子申請・磁気媒体での届出に関する問題点等に関するアンケート調査を実施し、平成18年度は、その結果を踏まえ、電子申請等に係る必要な見直しや広報を行い、電子申請等の促進を図ることとしている。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
1-10 社会保険事務所の配置等の見直し					
38	①人員配置の地域間格差の是正	17年度～	着手済	○業務量の地域間格差を是正し、社会保険事務局や社会保険事務所における人員配置が業務量に応じた適切なものとなるよう、17年度から、段階的な配置見直しに着手。	
39	②首都圏における事務所の統合・分割等を実施	18年度～	—	○平成18年度においては、管轄地域の人口が100万人を超える社会保険事務所が存在する地域のうち、埼玉県南部、千葉県北西部、東京都多摩地区に3事務所を新設するとともに、東京23区内の3事務所について廃止・統合を行う予定。	
40	③事務所の配置の全国的な見直しの検討・実施	20年度～	—	○平成20年度の新組織発足に併せて、地域間のアンバランスを是正するため、事務所の配置に関する全国的な見直しを順次実施する予定。	
41	④首都圏内の都県への国民年金照会専用電話の設置	17年10月～	着手済	○首都圏において、国民年金被保険者の約3分の1を抱えている状況を踏まえ、平成17年10月から事務局単位で順次体制を整備し、国民年金照会電話に対する効率的かつ迅速な対応を図っている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
1-11 政管健保公法人の設立を見据えた保険者機能の強化					
42	①政府管掌健康保険におけるレセプト点検の効果的な改善手法の検討	17年度～	着手済	○平成17年12月から本年1月にかけて、レセプト点検の民間委託による効果等を中心に健保組合における取組状況等について、複数の健康保険組合等からヒアリングを実施したところであり、今後、ヒアリング結果及びレセプトの電子化の実施状況等を踏まえ、効果的なレセプト点検の方法について更に検討を進める。	
43	②健診受診者の拡大等の保健事業の充実	17年度～	着手済	○健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度においては、全国で新たに128医療機関を健診機関として指定。 ○また、平成18年度予算案においても、一般健診費用について約17億円増として受診枠の拡大を図ったところ。	1,526機関(平成16年度末) ↓ 1,654機関(平成18年1月末現在)
44	③被保険者への情報提供の充実	17年度～	着手済	○平成17年9月、定期的な被扶養者認定状況の確認(いわゆる検認)時に、適用事業所を経由して全被保険者に対し、政管健保の事業内容を紹介するリーフレットを送付したところであり、引き続き、毎年1回、全被保険者に対し、同様のお知らせの送付を実施する予定。	
45	④地域の実情に応じた効果的な保健事業の推進	17年度～	着手済	○各地方社会保険事務局において実施するウォーキング大会等の体育事業については、保険者協議会を通じ、他の保険者との共催により実施することを原則とするとともに、保険者協議会において、地域の医療費分析を行うなど、地域の実情に応じた保健事業を実施することとしている。	
46	⑤レセプトの電子データでの受け取り等の検討	17年度～	検討中	○審査支払機関から提供されるレセプトの画像の受入れ方法について検討を進めるとともに、次期医療保険制度改正において、レセプトのオンライン請求が義務化されることから、保険者にもオンラインによりレセプトが送付されることを踏まえたレセプト情報管理システムを構築することとしている。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
1-12 企業における社会保険事務の支援					
47	①社会保険委員に対するリアルタイムな情報提供	18年度～	—	○現在、平成18年度からの実施に向けて、情報提供・情報交換の具体的な方法等について検討中。	
48	②本社における社会保険の適用手続の周知	17年度～	検討中	○本社で人事等を管理している職員については、当該職員が地方の支店等に異動した場合であっても、引き続き、本社において社会保険の適用手続を行えることを周知するため、平成18年2月、地方社会保険事務局に対する通知を発出するとともに、社会保険庁ホームページ等においても周知を行う予定。	